

吉川市学校給食食物アレルギー対応指針の一部改正について

1 2. 学校給食における食物アレルギー対応について

(2) 食物アレルギーのある児童生徒への給食対応決定基準

【P6】《対応者決定までの流れ》

食物アレルギー対応食の提供開始時期を9月から6月に前倒したことにともない、作業内容や手順を全面的に改定いたしました。

(改定前)

(改定後)

(改定前)	(改定後)
<p>《対応者決定までの流れ》</p> <p>① 食物アレルギー対応食事前説明会の周知(9月下旬～10月上旬) * 就学時健康診断の通知に案内を同封し配布</p> <p>② 食物アレルギー対応食事前説明会の開催(11月下旬～12月) * 保護者へ対応方針や申請の流れを説明</p> <p>③ 食物アレルギー対応食に関する個別面談申込み受付(1月) * 食物アレルギー対応食事前説明会の内容をふまえ、希望者のみ面談申込</p> <p>④ 各校にて個別面談の実施、面談記録書類の作成(3月～5月) * 「食物アレルギー対応食面談記録票」を用い面談を実施</p> <p>⑤ 食物アレルギー対応食提供申請受付(5月末まで) * 個別面談の結果を受け、対応申請</p>	<p>《対応者決定までの流れ》</p> <p>① 食物アレルギー対応食事前説明会の周知(9月下旬～10月上旬) * 就学時健康診断の通知に案内を同封し配布、<u>また給食だよりに記載</u></p> <p>② 食物アレルギー対応食事前説明会の開催(11月下旬～12月) * 保護者へ対応方針や申請の流れを説明した<u>後、「食物アレルギー対応食相談記録票」に沿って栄養士と個別相談を実施</u></p> <p>③ 食物アレルギー対応食に関する個別面談申込み受付(1月) * 食物アレルギー対応食事前説明会の内容をふまえ、希望者のみ<u>入学予定校(在籍校)に面談申込</u></p> <p>④ 各校にて個別面談の実施、<u>食物アレルギー対応食提供申請(4月末まで)</u> * <u>学校生活管理指導票に基づく面談の中で対応申請</u></p>

<p>⑥ 食物アレルギー対応食提供実施について通知 (6月下旬) * 対応決定者へ提供実施決定について保護者宛て通知</p> <p>⑦ 校内での取り組みについて全教職員へ周知(7月) * 給食開始前までに実施し、共通理解を図る</p> <p>⑧ 給食での対応を開始(9月)</p> <p>⑨ 評価・見直し</p> <p>※年度途中で、アレルギー症状を発症したり、症状に変化があったりした場合は、随時対応とします。また、年度途中転入者など即日の対応が間に合わない場合は対応可能な月からの対応とします。</p>	<p>⑤ 食物アレルギー対応食提供実施について通知 <u>(5月)</u> * 対応決定者へ提供実施決定について保護者宛て通知</p> <p>⑥ <u>対応食容器受渡しハール、校内での取り組みについて全教職員へ周知(5月末まで)</u> * 給食開始前までに実施し、共通理解を図る</p> <p>⑦ 給食での対応を開始(6月)</p> <p>⑧ 評価・見直し</p> <p>※年度途中で、アレルギー症状を発症したり、症状に変化があったりした場合は、随時対応とします。また、年度途中転入者などは、<u>対応可能な月からの開始</u>とします。</p>
---	--

2 (3) 食物アレルギー対応の実施方法

【P8】○弁当の持参

必要な用語の訂正のため修正いたしました。

(改定前)

(改定後)

<p>◇適用</p> <p>詳細な献立内容について確認し、医師の診断のもと保護者が当該献立の喫食が困難であると判断した場合、家庭より弁当を持参します。</p>	<p>◇適用</p> <p>詳細な献立内容について確認し、医師の診断のもと保護者が当該献立の喫食が困難であると判断した場合</p>
---	---

3. 学校給食による食物アレルギー発症のリスク軽減に向けた教職員の役割

(2) 学級担任

【P11】【給食時における配慮】

話の流れが分かりやすいよう、文言の順番を入れ替えました。

4 【P12】(5)

対応食の提供開始時期前倒し等にともない、栄養教諭・学校栄養職員だけでなく市栄養士も共同で従事することとしたため、項目名を変更しました。

(改定前)

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

→

(改定後)

(5) 栄養士